

狛江市安心で安全なまちづくり基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 安心で安全なまちづくりに向けた施策
 - 第1節 市の基本的施策（第8条—第11条）
 - 第2節 市のその他の施策（第12条）
 - 第3節 広報及び啓発活動等（第13条—第15条）
- 第3章 推進体制（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条・第19条）
- 付則

「多摩川に 曝す手作さらさらに何その見のここだ愛しき（万葉集巻143373）」

古来よりわたしたちは多摩川をはじめとする多くの自然に恵まれ、水と緑豊かなこの大地と親しんできました。

しかし時に自然は、荒々しさをもってわたしたちに襲いかかります。

昭和49年の多摩川堤防決壊による甚大な被害を通して、わたしたちは自然に対する畏怖とともに日頃の備えの大切さを学び、自然と向きあいながらその教訓と経験を活かす道を選びました。

現代において、わたしたちの生命、身体、財産を脅かすものは、犯罪、交通事故、健康危機など多岐にわたり、もはや一人ひとりでこれらを守ることが難しくなっています。また、平成23年3月11日に起きた東日本大震災の悲劇によって、改めて、わたしたちは、自らの安全は自らが守るとともに、互いに助け合い、連携すること、そしてそれを将来世代に継承していくことの大切さを痛感しました。

このような状況の下、わたしたちは、それぞれの責務又は役割を果たしながら、地域を中心とした「安心の創出」、「安全の確保」に向けて力を合わせなければなりません。とりわけ、市は、これこそを最重要課題として、必要な施策を全力で講じなければなりません。

ここに、家族の絆、地域の絆、人と人との絆を束ねる旗印として、この基本条例を制定し、「狛江の絆」を育て、「誰もが安心して安全に暮らし続けられるまち—狛江」を築く礎とします。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害（地震、台風、豪雨及び水害等の自然災害及び火災等の人的災害をいいます。以下同じです。）、犯罪、交通事故、健康危機その他市民の生命、身体及び財産に危険又は危害を及ぼすもの（以下「重大な脅威」といいます。）を未然に防止し、市民が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり（以下「安心で安全なまちづくり」といいます。）について、基本理

念を定め、市、市民、地域活動団体及び事業者の基本的な責務又は役割を明らかにするとともに、安心して安全なまちづくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市外に住所を有する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいいます。
- (2) 地域活動団体 市内において非営利活動を行う団体のうち、安心して安全なまちづくりに向けた取組を行うことを主たる目的とした団体並びに団体の目的及び活動内容に照らし安心して安全なまちづくりにおいて適当と認められる団体をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利活動又は公共的団体その他非営利活動を行う団体（地域活動団体を除きます。）及び個人をいいます。
- (4) 関係行政機関 警察署、消防署その他市民の安心安全を確保するための施策を実施する行政機関をいいます。
- (5) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除きます。）、同法第124条に規定する専修学校の高等課程及び同法第134条第1項に規定する各種学校で児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいいます。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2に規定する事業にかかる施設及び第7条に規定する児童福祉施設をいいます。
- (6) 児童等 学校等に通学し、又は通園する児童、生徒、幼児等をいいます。
- (7) 健康危機 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態をいいます。
- (8) 生活上援護を必要とする者 重大な脅威が生じたとき、共助又は公助によらなければ自らの生命、身体又は財産を守ることができないおそれがあるため、生活上援護を必要とするすべての者をいいます。

(理念)

第3条 市民、地域活動団体、事業者及び学校等は、自己の生命、身体及び財産を守るとともに、お互いに助け合うことに努め、市は市民、地域活動団体、事業者及び学校等を支援し、又は補うことを基本として安心して安全なまちづくりを推進しなければなりません。

2 市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関及び学校等は、地域社会を構成する一員としてそれぞれの責務又は役割を自覚し、相互に連携又は協力して、安心して安全なまちづくりを推進しなければなりません。

3 市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関及び学校等は、災害等から得た体験及び教訓並びに災害等に対する知識、技術等を日常生活に活かすとともに、将来の世代に継承しなければなりません。

4 市は、生活上援護を必要とする者に配慮して、安心して安全なまちづくりを推進しなければなりません。

5 市は、人権その他の権利に配慮しながら、安心して安全なまちづくりを推進しなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、安心して安全なまちづくりを推進するために施策及び体制の整備並びに必要な支援を行うものとします。

2 市は、前項の施策の具体化に当たっては、市民、地域活動団体及び事業者の意見を十分に反映させるとともに、市民、地域活動団体及び事業者の理解及び協力を得るために必要な情報の提供、技術的な助言等を行うものとします。

3 市は、関係行政機関と連携及び協力するものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら安心して安全なまちづくりに関する意識を高め、日常生活における安全を確保するよう積極的な役割を果たすものとします。

2 市民は、地域活動団体の実施する活動に主体的かつ積極的に参加するとともに、市が実施する安心して安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう積極的な役割を果たすものとします。

(地域活動団体の役割)

第6条 地域活動団体は、安心して安全なまちづくりの取組において、その中心的な役割を果たすものとします。

2 地域活動団体は、市民及び事業者に対し、自らの活動への市民の理解及び主体的な参加の促進に積極的な役割を果たすものとします。

3 地域活動団体は、安心して安全なまちづくりに必要な知識及び技術を習得するとともに、市が実施する安心して安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう積極的な役割を果たすものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、関係法令を遵守し、市民、従業者、利用者等の安全に十分配慮して、その生産又は製造する製品及びその過程において使用する資機材並びに事業活動において使用する製品、自ら所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物等を適正に管理するとともに、自らの事業活動を行うに当たり、安心して安全なまちづくりに貢献するよう積極的な役割を果たすものとします。

2 事業者は、自らの従業者に安心して安全なまちづくりに必要な知識及び技術を習得させるとともに、市が実施する安心して安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう積極的な役割を果たすものとします。

第2章 安心して安全なまちづくりに向けた施策

第1節 市の基本的施策

(防災)

第8条 市は、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により作成された狛江市地域防災計画に基

づき、防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るとともに、市民、地域活動団体、事業者及び学校等が実施する防災のための活動を支援するものとします。

- 2 市は、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、公共施設の耐震化等の整備を通じて、災害に強い安心で安全なまちづくりを行うものとします。

(防犯)

第9条 市は、市民が安心して生活できるよう、犯罪の防止に関する啓発、地域における見守りの支援及び道路、公園その他の生活環境の整備を行うとともに、市民、地域活動団体、事業者及び学校等が実施する防犯のための活動を支援するものとします。

- 2 市は、市民、地域活動団体、事業者及び学校等と協力して、学校等の敷地内、地域及び通学時における児童等の安全確保に努めるものとします。

- 3 市長は、防犯に関し必要な施策を推進するための指針を策定するものとします。

(交通安全)

第10条 市は、交通事故のない安心で安全なまちを実現するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定により作成された狛江市交通安全計画に基づき、市民の意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業者及び学校等における交通安全教育を効果的に推進し、かつ、道路等の整備を行うなど交通安全対策を講じるものとします。

(健康危機対策)

第11条 市は、市民が安心して生活できるよう、健康危機に関する知識の集積等その発生時に備えた準備を行うとともに、市民が正確な知識に基づき行動できるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じるものとします。

- 2 市長は、市の実情に照らし、必要に応じて健康危機に関する施策を推進するための指針を策定するものとします。

第2節 市のその他の施策

(その他の施策)

第12条 市は、市民が安心して生活できるよう、次の各号に規定する事項に関する知識の集積、市民、地域活動団体、事業者及び学校等が実施する取組の支援等を行うとともに、市民が正確な知識に基づき行動できるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じるものとします。

- (1) 自殺防止、薬物乱用防止、虐待防止及び消費者被害対策
- (2) 暴力団排除
- (3) 家庭内の事故防止
- (4) 前各号に定めるもののほか、重大な脅威に対する施策

- 2 市長は、市の実情に照らし、必要に応じて前項各号に規定する施策を推進するための指針を策定するものとします。

第3節 広報及び啓発活動等

(広報及び啓発活動)

第 13 条 市は、市民、地域活動団体、事業者及び学校等が安心して安全なまちづくりに理解を深め、適切かつ効果的に安心して安全なまちづくりを推進できるよう、必要な情報提供、広報及び啓発を行うものとします。

2 市は、生活上援護を必要とする者が重大な脅威に遭わないよう、かつ、被害を最小限度にとどめるよう、必要な情報提供、広報及び啓発を行うものとします。

3 市は、安心して安全なまちづくりを推進するに当たり、市民、地域活動団体、事業者及び学校等が人権その他の権利を侵害しないよう、必要な情報提供、広報及び啓発を行うものとします。

(教育の充実)

第 14 条 市は、児童等が重大な脅威に遭わないよう、かつ、被害を最小限度にとどめるよう、必要な教育及び学習を行うものとします。

2 市は、児童等が将来、生活上援護を必要とする者に配慮するとともに、人権その他の権利を尊重して、安心して安全なまちづくりを推進できるよう、必要な措置を講じるものとします。

(安心して安全なまちづくりの日)

第 15 条 市は、安心して安全なまちづくりの日を議会の議決を経たうえで定め、広報及び啓発を重点的に実施するものとします。

第 3 章 推進体制

(推進審議会)

第 16 条 市は、この条例に基づく安心して安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を審議するため、狛江市安心して安全なまちづくり推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を置きます。

2 推進審議会の所掌事項は、次の各号に規定する事項とします。

- (1) この条例の評価及び見直しに関すること。
- (2) この条例の推進に関して審議調査すること。
- (3) 市長の諮問事項に関すること。

3 推進審議会は、次の各号に規定する者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織します。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民委員
- (3) その他市長が適当と認める者

4 推進審議会の運営に関する事項は、市長が別に定めるものとします。

(地域協議会)

第 17 条 市は、安心して安全なまちづくりを推進するため、狛江市安心して安全なまちづくり地域協議会（以下「地域協議会」といいます。）を置きます。

2 地域協議会の所掌事項は、次の各号に規定する事項とします。

- (1) 地域の実情に応じた安心して安全なまちづくりの推進のための仕組みづくりに関すること。

(2) 市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関及び学校等の安心して安

全なまちづくりの推進に関する情報共有及び総合調整に関すること。

(3) 前各号に規定するもののほか、安心して安全なまちづくりに関する必要事項に関すること。

3 地域協議会の組織及び運営に関する事項は、地域協議会が別に定めるものとします。

第4章 雑則

(関係規程の定め)

第18条 この条例は、安心して安全なまちづくりに向けた取組に関し基本となる事項を定めたものであり、その推進については、この条例に定めるもののほか、別に定めます。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第16条及び第17条第1項の規定は、公布の日から施行します。

(準備行為)

2 地域協議会は、その設立後、この条例の施行日前においても、第17条に規定する事項の実施に必要な準備行為をすることができます。